

石川県警察の業務適正化等に関する要綱の制定について

平成 4 年 1 0 月 5 日
監発第 2 5 2 号、務発第 1 3 0 2 号、捜一発第 6 0 9 号、
防発第 5 5 9 号、地発第 5 0 9 号、公発第 2 4 7 号、
交企発第 2 4 3 号警察本部長から各部・課・室・隊・校
・署長あて

改正 平成 1 5 年 3 月 3 日監甲達第 1 0 号

石川県警察の業務運営の適正化については、対号通達に基づき警察本部に石川県警察業務適正化委員会を設置して推進してきたところであるが、全国的にみると職務執行上の不適正事案や受傷事案及び警察職員による不祥事案が依然として発生している。このような現状にかんがみ、この度、対号通達を別添「石川県警察の業務適正化等に関する要綱」のとおり全面改正し、従来の本部委員会の構成を格上げするとともに、その下に本部幹事会を組織して機能の強化と積極的な運営を推進することとした。また全所属に「所属別業務適正化委員会」を設置し、かつその下に「業務適正化検討グループ」を置き、すべての職員が討議に参加することによって職員一人ひとりの自覚を促し、不適正・不祥事案及び受傷事案の絶無を期すこととしたので、各所属においては所属別委員会及び検討グループを設置するなど速やかに所要の措置を講ずるなど積極的な運用に努められたい。

なお、対号通達は廃止する。また、本部委員会に専門部会を置くこととしたことから、次に掲げる通達はこれを廃止する。

- (1) 「石川県警察職員交通事故防止対策委員会設置要綱の制定について（昭和 5 1 年 4 月 2 7 日発監第 8 5 号）」
- (2) 「石川県警察受傷事故防止対策委員会の設置について（平成 3 年 1 月 2 5 日務発第 1 0 0 号、監発第 3 6 号）」

別添

石川県警察の業務適正化等に関する要綱

第 1 総則

1 目的

この要綱は、石川県警察業務適正化委員会及び所属別業務適正化委員会（以下「業務適正化委員会」という。）及び業務適正化検討グループの設置、その運営及びこれら組織の相互の関係並びに職員のこれら組織への参加に関することを定めて、これらの活動により業務運営及びサービスの適正化並びに職

務倫理の浸透並びに受傷事故の防止に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、所属とは、警察本部の課、室、隊及び警察学校並びに警察署をいう。

3 警察職員の責務

警察職員は、業務適正化委員会又は業務適正化検討グループに加わり、これらの検討結果等を参考として、各自の業務運営及びサービスの適正化並びに職務倫理の自覚並びに受傷事故の防止に努めなければならない。

第2 石川県警察業務適正化委員会

1 設置

警察本部に、石川県警察業務適正化委員会（以下「本部委員会」という。）を置く。

2 任務

本部委員会は、石川県警察全般における次の事項を総合的に推進する。

- (1) 業務運営、サービス及び職務倫理に係る問題点を抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を検討すること。
- (2) 職務環境に係る問題点を抽出し、具体的かつ効果的な受傷事故防止方策を検討すること。
- (3) 所属別業務適正化委員会の活動指針を定めること。
- (4) その他 本部委員会の委員長から命ぜられた事項の推進に当たること。

3 構成

本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長
	首席監察官
委員	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	警察学校長
	その他委員長が指名する者

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への

出席を求めることができる。

(4)(1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

(1)本部委員会に、幹事会(以下「本部幹事会」という。)を置く。

(2)本部幹事会は、本部委員会の委員長(以下「本部委員長」という。)の指示に基づき、本部委員会が検討する事項を調査し、その結果を本部委員長に報告する。

(3)本部幹事会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

会 長	警務部長
副会長	首席監察官
会 員	警務課長
	生活安全企画課長
	地域課長
	捜査第一課長
	交通企画課長
	公安課長

(4)(1)から(3)までに定めるもののほか、本部幹事会の運営に関し必要な事項は、本部委員長が定める。

(5)本部幹事会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

6 専門部会

(1)本部委員会に、本部委員長が指定する専門の事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

(2)専門部会は、調査結果を本部幹事会を経て本部委員長に報告する。

(3)専門部会は、部会長及び部会員をもって構成し、部会長には本部委員長が指名する者及び部会員には部会長が指名する者をもって充てる。

(4)(1)から(3)までに定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、本部委員長が定める。

(5)専門部会の庶務は、部会長が指定する課において処理する。

7 庶務

本部委員会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

第3 所属別業務適正化委員会

1 設置

所属の長(以下「所属長」という。)は、所属別業務適正化委員会(以下「所属別委員会」という。)を設置する。

2 任務

所属別委員会は、本部委員会の指針に基づき、次の事項を推進する。

- (1) 各所属における業務運営、サービス及び職務倫理に係る問題点を抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を検討すること。
- (2) 各所属における職務環境に係る問題点を抽出し、具体的かつ効果的な受傷事故防止方策を検討すること。
- (3) 各所属に置かれた業務適正化検討グループの活動指針を定めること。

3 構成

所属別委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 各所属長

副委員長 警察本部の課、室、隊若しくは警察学校の次席、副隊長若しくは副校長、又は警察署の副署長若しくは次長

委員 警察本部若しくは警察学校において課長補佐に相当する職にある者、警察署の課長の職にある者、これらの職以上の職にある者及び業務適正化検討グループのグループ・リーダー

4 運営

第2の4に定めるところを準用する。

5 検討結果等の報告

所属別委員会の委員長は、所属別委員会の検討結果並びに要望及び意見を、所属別委員会の開催の都度、本部幹事会を経て本部委員会に報告又は上申するものとする。

第4 業務適正化検討グループ

1 設置

所属長は、各所属に、一以上の業務適正化検討グループ(以下「グループ」という。)を設置し、当該所属の職員(警察本部若しくは警察学校において課長補佐に相当する職にある者、警察署の課長の職にある者及びこれらの職以上の職にある者を除く。)をそのグループのいずれか一つに参加させるものとする。

2 活動の目的

各グループは、所属別委員会の活動指針に基づいて、その構成員に係る業務運営、サービス、職務倫理及び職務環境に関する問題点を構成員間の討議を通じて抽出し、その具体的かつ効果的な改善方策を検討することにより、各自の業務運営及びサービスの適正化並びに職務倫理の浸透並びに受傷事故の防止に資することをその活動の目的とする。

3 構成

- (1) グループは、所属長が指名する者により、10名以下で構成する。
- (2) グループの活動を統括主宰する者としてグループ・リーダーを置き、グループの構成員の中から互選によって選出する。

4 運営

- (1) グループ・リーダーは、2に掲げる活動のため、年の各四半期に1回以上検討会を開催するものとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、グループの運営に関して必要な事項については、所属長が定める。

5 検討結果等の報告

グループ・リーダーは、検討会の検討結果並びに要望及び意見を、検討会の開催の都度、所属長に報告又は上申するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年10月15日から施行する。